

技能審査・限定解除

受験資格等	◎ 現に運転免許を所持している方が、免許条件（限定）の解除又は変更をする場合 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。	
	(例) ○ 中型免許（8t限定）の限定解除 ○ 準中型免許（5t限定）の限定解除 ○ 普通免許（AT限定）の限定解除 など	
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)	
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） （指定自動車教習所を卒業した方） 午後1時～午後1時50分 （免許センターで直接受験の方） 予約日 の午後1時～午後1時30分	
必要書類等	◎ 指定自動車教習所卒業の方 ○ 限定解除審査申請書 （免許センターにあります。） ○ 技能審査合格証明書 ○ 運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ※ 写真は不要です。	◎ 免許センターで直接受験の方 ○ 限定解除審査申請書 （免許センターにあります。） ○ 運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ※ 写真は不要です。
審査手数料	1, 3 5 0 円	1, 3 5 0 円
車両使用料		1, 7 5 0 円
計	1, 3 5 0 円	3, 1 0 0 円
注 意 事 項	○ 指定自動車教習所発行の技能審査合格証明書の 有効期限 は、修了検定に合格した日から次の期間となりますので、早めに手続をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年3月31日までに合格した方 → 3か月 ・ 令和7年4月1日以降に合格した方 → 1年 ○ 運転免許センターで直接技能審査を受験する方は、予約制になっていますので、事前の予約が必要です。 ※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時 電話（018-862-7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。 ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。	

※ 降雪などの影響により、技能審査の開始が遅れたり、中止になることがあります。
 お問い合わせは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで